



人権のページ

まつぼっくり



みんないっしょに
生きる社会を

今年6月22日、厚生労働省の前庭でらい予防法による被害者の追悼、慰霊及び名誉回復の式典が行われ、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」が建立・除幕されました。その碑には次のような文言が刻まれています。

ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年6月 厚生労働省

かつて、国はなぜハンセン病患者の方々に苦痛と苦難を強いてきたのでしょうか。ハンセン病について、これまでの経緯を、簡単に振り返ってみます。

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる感染症で、主に末梢神経と皮膚が侵される病気ですが、菌の病原性は非常に低く、感染することは極めてまれで

す。また、感染しても現在の医学で適切な治療を行えば、後遺症を残さずに治癒できるといわれています。

しかし、1907年「らい予防法」が制定され、1996年に廃止されるまでの89年間、日本では強制的な隔離政策が進められ、社会全体がハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまつたのです。「らい予防法」は、社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と

ハンセン病問題を 正しく理解するために

ハンセン病患者や回復者の
名誉の回復を
めざして

苦痛を強い、結果的に、ハンセン病患者の人権は無視され、数えきれない悲劇が生まれました。

さて、冒頭の名誉回復及び追悼の碑については、国がこれまでの誤りを認め、2001年に金銭補償と名誉回復や、福祉対策の向上を国の責任で行うことなどを盛り込んだ、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日を、2009年

度から、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、この年から厚生労働省主催の追悼、慰霊及び名誉回復の行事を行ってきたもので、本年度はこの行事にあわせて建立されました。

全国に15あるハンセン病療養所の一つ、多摩全生園入所者の言葉を紹介します。この言葉には、入所者全員の思いが集約されているのではないのでしょうか。

「本当に怖いのは、らい菌なんかじゃないんです。むしろ怖いのは、ハンセン病患者の苦悩をまともに見つめてくれない、壮健たちの目ではないか。私はそう思っています。我々の苦しみから目をそらして、これを見ようとしないう、壮健社会の目こそ怖いのです。」

ハンセン病療養所に暮らしている元患者たちは、療養所の壁の外にいる健常者のことを「壮健さん」と呼んでいます。

ハンセン病の元患者やその家族は、今まで想像を絶する偏見と差別に苦しんできたのです。今こそ、私たち一人ひとりが、ハンセン病に対する正しい知識と理解を持つことで、差別や偏見をなくしていかなければならないのではないのでしょうか。

※この記事の作成にあたり、医学用語・法律用語・歴史的用語として使用されている「らい」は、そのまま使用し、その他は「ハンセン病」としました。

人権推進課